

群馬大学医学部附属病院脳卒中・心臓病等総合支援センター規程

令和 6. 9. 1 制定

改正 令和 8. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学医学部附属病院脳卒中・心臓病等総合支援センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 センターは、群馬県、県医師会、県内医療機関及び群馬県心不全地域連携協議会等と連携し、県内地域において脳卒中・心臓病に関する予防も含めた情報の提供、相談支援及び啓発活動等を円滑に実践することを目的とする。

(業 務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本院・県内医療機関における脳卒中・心臓病患者の診療に関する支援に関すること。
- (2) 脳卒中・心臓病患者及びその家族の相談支援に関すること。
- (3) 県民への脳卒中・心臓病に関する情報提供、疾患予防啓発活動等に関すること。
- (4) 地域の医療機関、かかりつけ医等を対象とした研修会及び勉強会等の実施に関すること。
- (5) 脳卒中・心臓病に関する資材等（動画も含む）の開発及び提供に関すること。
- (6) 心臓リハビリテーション、心不全の緩和ケア、移行期医療等についての支援に関すること。
- (7) 脳卒中・心臓病診療に関わる情報通信技術の発展、普及活動等の支援に関すること。
- (8) その他センターの目的を達成するために必要な事項

(職 員)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) その他センター長が必要と認める者

2 センター長は、病院長が指名する者をもって充て、センターを代表し、センターの業務を掌理 する。

3 副センター長は、センター長が指名する者をもって充て、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。

(運営委員会)

第5条 センターの円滑な運営を図るため、脳卒中・心臓病等総合支援センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、センターの運営・業務等に関する事項を審議する。

(組 織)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) 患者支援センターの看護師長
 - (4) 群馬県健康福祉部から選出された者 若干人
 - (5) その他委員長が指名する者 若干人
- (任期)

第7条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第8条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、副センター長がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(報告)

第10条 委員長は、委員会の決定事項を病院長に報告するものとする。

(事務)

第11条 センターの事務は、昭和地区事務部医療支援課において処理する。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

1 この規程は、令和6年9月1日から施行する。

2 この規程施行後、最初に選出される第6条に規定する委員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。